

**5/17 本部「乗務員勤務制度の見直しについて」提案受ける！その②**

## 乗務員勤務制度の見直しについて

## 2. 効率性のさらなる追求

## (1) 稠密線区における拘束時間限度の延長

各行路の労働時間 A と 1 日当り労働時間数（7 時間 10 分）との乖離を縮小し、より効率的に乗務を行える体制を構築するため、稠密線区における拘束時間限度を 1 日当り 1 時間延長する。なお、一般線区も同様に 1 日当り労働時間数との乖離を縮小する行路作成に努める。

## (2) 短時間行路の乗務割交番からの遊離

労働時間 A の少ない乗務行路（短時間行路）を乗務割交番から遊離して運用することにより、乗務割交番内の各行路の労働時間 B を実乗務に充当し、実乗務割合を増やす。

## 3. 働きがいのさらなる創出

## (1) 稠密線区における行先地の一部延長

実乗務の充実に対し、稠密線区における食事を目的とした乗務の中断時間の一部において時間帯を拡大し、時間を延長する。

## (2) 在宅休養時間の一部延長

実乗務の充実に対し、現行の休日を挟む在宅休養時間を延長し、休養時間を確保する。

## 4. 賃金制度の改正

乗務員勤務制度の労働時間、終始業時刻及び拘束時間等の実績を踏まえ手当の改正を行う。なお、内容については別途提示する。

## 5. その他

## (1) 乗務員勤務以外の勤務に就く者の勤務

支社企画部門社員は「日勤」、現業社員は「変形」または「交代」とし、当該勤務の一部で乗務する。

## (2) 育児・介護勤務適用者用の行路の労働時間

育児・介護勤務 A 適用者用の行路には、「労働時間 B」ではなく「その他時間」を指定し、労働時間が 6 時間となるよう設定する。

## 6. 実施時期

平成 30 年度末ダイヤ改正（予定）に合わせて実施する。

**乗務員勤務制度の見直しについて、  
安全を大前提に健康・ゆとり・働き甲斐ある制度実現に向け、  
職場運動を展開しよう！  
本部は早急に見直しの内容を具体的に説明していきます。**